

大阪府認定こども園施設整備費補助金 概要

1. 補助金の概要

- 学校法人又は社会福祉法人が設置する「認定こども園」(幼稚園、保育所からの移行を予定する場合を含む)における園舎等の施設整備(例えば、園舎の耐震補強工事、増築・改築・改修工事、防犯対策工事、法人所有のブロック塀の安全対策工事など)に要する経費の一部を補助いたします。
- 大阪府認定こども園施設整備費補助金は、文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」を財源とした補助金です。
- 補助金の対象となるのは、認定こども園の「(1号)学校としての教育を実施する部分及び教育機能部分」です。
 「(2・3号)児童福祉施設としての保育を実施する部分及び保育機能部分」については、保育所等整備交付金(厚生労働省所管)にて対応します。
- 補助事業(補助メニュー)は大きく分けて 3つ あります。
 - ① 認定こども園整備事業
 - ② 幼稚園耐震化整備事業
 - ③ 防犯対策整備事業
- 補助事業のうち①及び③の事業は、市町村が補助を行う事業に限り、補助の対象となります。
 ①及び③の事業の応募を検討されている場合は、まず市町村の担当にご連絡のうえ、申請等手続きをさせていただきますようお願いいたします。
- 補助事業のうち②の事業の応募を検討されている場合は、大阪府私学課幼稚園振興グループまでご連絡をお願いします。

【事業別概略図】

補助事業	補助概要	補助の財源	申請先
①認定こども園整備事業	認定こども園へ移行するにあたっての園舎建て替えや、認定こども園の現定員の増員を図るための増築等、施設整備にかかる費用の一部を補助	府補助金(文科省交付金) + 市町村補助金	法人→市町村 →府私学課
②幼稚園耐震化整備事業	認定こども園移行予定の幼稚園及び認定こども園の耐震化工事にかかる費用の一部を補助	府補助金(文科省交付金)	法人→府私学課
③防犯対策整備事業	幼稚園型認定こども園における防犯対策を強化するための整備に係る費用の一部を補助	府補助金(文科省交付金) + 市町村補助金	法人→市町村 →府私学課

2. 各補助事業の概要

	①認定こども園整備事業	② 幼稚園耐震化整備事業	③ 防犯対策整備事業
補助 対象 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 保育所型認定こども園 ・ 幼稚園型認定こども園 上記施設の「(1号)学校としての教育を実施する部分及び教育機能部分」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 幼稚園型認定こども園 上記施設の「(1号)学校としての教育を実施する部分及び教育機能部分」	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>幼稚園型認定こども園</u>
補助 対象 整備 区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創設 ・ 増築 ・ 増改築 ・ 改築 ・ 大規模修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増改築 ・ 改築 ・ 大規模修繕 (大規模修繕は幼保連携型認定こども園に限る) 	整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 門、フェンス等の外構の設置、修繕 ・ 非常通報装置等の設置 ・ <u>ブロック塀等の安全対策工事</u>
負担 割合 (補助率)	府(国) 1/2 市町村 1/4 事業者 1/4	府(国) 1/2 事業者 1/2	府(国) 1/2 市町村 1/4 事業者 1/4
補助 対象 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 ・ 工事事務費 ・ 実施設計費 ・ 解体撤去に必要な工事費 ・ 仮施設整備に必要な工事費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 ・ 工事事務費 ・ 実施設計費 (交付申請年度の前年度分まで含む) ・ 耐震診断費 (交付申請年度の前々年度分まで含む) ・ 解体撤去に必要な工事費 ・ 仮施設整備に必要な工事費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 ・ 工事事務費 ・ 実施設計費
補助金 算定 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記 A と B のいずれか低い額 A 定員に応じた補助基準額 B 次の①又は②のいずれか低い額 ① (総事業費－寄附金等の収入額) × 1/2 ② 対象経費の実支出額 × 1/2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記 A と B のいずれか低い額 A 定員に応じた補助基準額 B 次の①又は②のいずれか低い額 ① (総事業費－寄附金等の収入額) × 1/2 ② 対象経費の実支出額 × 1/2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関(市町村の建築課等)の見積り1点 及び 工事請負業者の見積り2点を比較し最も低い価格に2分の1を乗じた額を基準とする

※ 認定こども園へ移行される場合は、【移行後】の類型が補助対象施設に該当しているかどうかご確認ください。

※ 整備区分「大規模修繕」の詳細については、次項を参照してください。

【 整備区分「大規模修繕」の詳細について 】

大規模修繕	整備内容
○ 施設の一部改修	<ul style="list-style-type: none"> • 一定年数を経過して改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 • 衛生環境の改善を目的としたトイレ及び給食調理場の改修工事 (対象：1園あたり300万円以上の事業) • 手洗い場の設置・改修工事 (対象：1園あたり300万円以上の事業)
○ 施設の付帯設備の改造	<ul style="list-style-type: none"> • 一定年数を経過して改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等の改造工事
○ 施設の冷暖房設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> • 分散保育のために空き室等を活用する際に、熱中症対策等を目的として必要となった施設の冷暖房設備の新規設置工事 (対象：1園あたり300万円以上の事業) • 一定年数を経過して改修が必要となった冷暖房設備の改造工事 (対象：1園あたり300万円以上の事業)
○ 施設の模様替え	<ul style="list-style-type: none"> • 狭い居室を入所者の新しいニーズにあわせて拡大を図る際の間仕切り工事 • 部屋の使用目的を変えるための内部改修工事
○ その他	<ul style="list-style-type: none"> • アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事等 (対象：1園あたり30万円以上の事業)
	<ul style="list-style-type: none"> • 消防法等設備（スプリンクラー設備を除く）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
	<p>[特殊付帯工事] ※ <u>既存施設について建物に固定して一体的に整備する工事</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 資源有効活用整備 (水の循環・再利用、生ごみ等処理、ソーラー整備等) • 屋外環境整備 (対象：創設、増築、増改築、改築と同一年度に整備を行う幼保連携型認定こども園)
	<ul style="list-style-type: none"> • 土砂災害等の危険区域等として指定されている区域に設置されている施設の防災対策上必要な補強改修工事
	<ul style="list-style-type: none"> • 地震防災対策上必要な耐震化等整備事業（補強改修工事）

※ 補助対象となるのは、上記に金額の記載がない場合、対象工事費が500万円以上の事業とする。

3. 補助金申請スケジュール

○ **上記補助事業のうち①及び③の事業は、市町村の担当に補助金申請等の手続を行う必要がございます。**

スケジュールの詳細については、市町村の担当にご確認をお願いいたします。

○ 補助事業のうち②の事業については、大阪府私学課幼稚園振興グループに補助金申請等手続を行っていただきます。

園 (②幼稚園耐震化整備事業)	大阪府
園 (①及び③の事業) ←→ 市町村 → <small>※市町村にスケジュール要確認</small>	
	(1) 事業募集 ※年度当初募集 : 前年度2月上旬 ※2次募集以降 : 4月、6月、8月、10月 (予定)
(2) 協議書提出	
(3) 確認事項への回答	(3) 事業内容の確認、審査 (補助事業に適する場合)
	(4) 事業の内定 ※年度当初募集 : 4月上旬 (予定) ※2次募集以降 : 6月、8月、10月、12月 (予定)
(5) 工事着工 ※内定前に工事着工した場合は、補助対象外となります。	
(6) 交付申請書提出	
	(7) 交付決定
(8) 工事完成、引渡、業者へ支払完了	
(9) 実績報告書提出	
	(10) 補助金交付

4. 注意事項

- 補助金内定前に事業着手があった場合は、補助対象外です。
事業着手とは、工事契約締結のこととしており、工事契約前の着手金の支払いも事業着手に該当しますのでご注意ください。
- 工事請負契約については、原則、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手方及び契約金額を決定してください。
入札によらない場合であっても、3社以上の業者による見積り合わせにより決定してください。
- 耐震化整備事業（耐震補強、改築）の事業区分で申請される場合は、耐震診断を行ってください。
事業応募の際に Is 値もしくは Iw 値を記載していただく必要があります。
- 認定こども園を整備する場合、補助基準額の算定に用いる定員規模は、1号認定こどもの定員により算出してください。
- 各事業募集や事業計画書提出依頼の際の通知文や参考資料について十分にご確認のうえ、応募、申請等の手続を行ってくださいますようお願いいたします。